

参考4 業務フロー（案）に対するご意見一覧

No	業務フローシート名	プロセス	質問内容	①構成員からのご意見			意見数		②取扱方針			
				自治体等	事業者	計	区分1	対応方針	対応内容	討議事項		
1	1.1.1.資格取得	開始			・【開始】 最初に「国民年金被保険者関係届書（申出書）」を申請者が提示しないではないか。必要書類を持参して、窓口に来られて、本人の情報（住民記録、国民年金の情報、及び年金機構の記録）を確認したうえで、申出書に記載していただく運用が多い。 ※他の業務フローも同様	0	1	1	指摘	業務フローを修正	関係届書システム出力も含め記載の見直しを検討	
2	1.1.1.資格取得	開始	関係届書のシステム出力をする自治体があるが、業務フローでは記載しないが良いか。 （業務フローに記載＝必須機能との認識で回答記載）	・受付件数が多いシステム出力様式は必須である。フローへの記載は必須ではないと考えるが、システムの機能としては必要なものである。 ・国民年金関係届書のシステム発行は、標準システムの「機能」として仕様に含まれることが望ましい。 ・関係届書をシステム出力しているため記載してほしい。 ・運用方法は自治体毎に異なるため、業務フローに記載しないが良いと思われる。（電子媒体・紙媒体）紙媒体で受付から送付まで行っている。ただし、住基連動処理による報告（機構への送付）では、関係届書をシステム出力する必要がある。（例：申請者が国民年金資格喪失手続きをせずに国外転出した場合）	・システム側では未実装でも問題ない機能と考えている。標準仕様書に記載なしの場合は開発不可という点を考慮するとオプション化が妥当ではないか。 ・この業務フローの作成目的、意味、レベルによる※他の業務フローも同様	4	2	6	討議事項/ 論点	(討議事項)	(討議事項)	【討議事項（共通①）】 関係届書出力に関するフロー上の取り扱い（機能として仕様を含めるのであれば、業務フローに記載）
3	1.1.1.資格取得	登録	手作業で受付簿を作成している自治体があるが、業務フローでは記載しないが良いか。 （業務フローに記載＝必須機能との認識で回答記載）	・問題ない ・運用方法は自治体毎に異なるため、業務フローに記載しないが良いと思われる。（電子媒体・紙媒体）紙媒体で受付から送付まで行っている。受付簿については、システムで「異動報告書出力」を行い出力する「異動報告書集計表・年金異動者一覧」を使用している。	・帳票として受付簿が実装される必要性はないと考えているが、受付簿に準ずるもの（EUCなど）が出力できる機能は必要であるとする。EUC出力機能は標準仕様書上どういった扱いとなるのか。（利用統計の中で整理となるのか） ・この業務フローの作成目的、意味、レベルによると思う。※他の業務フローも同様です。	2	2	4	指摘	修正なし	機能要件策定時の確認事項	
4	1.1.1.資格取得	登録	住民記録システムへの連携を行っている自治体があるが、業務フローでは記載しないが良いか。 （業務フローに記載＝必須機能との認識で回答記載）	・記載しなくても差し支えない。 ・記載する。 ・①住民票に「個別記載事項情報」②児童手当に「年金資格情報」をシステム連携している。	・他業務への国民年金情報の連携は資格情報の照会等が主で、データ更新などは行わないとの認識のため、不要と考える。また、住民記録から情報を受ける側では、年齢到達、住基連携等の一括処理があれば、住基情報の更新に伴う国民年金情報の即時処理は必要はないと考える。 ・連携方法は色々あると思うが、住民記録システムへの連携は必須ではないか。記載すべきと思う。	3	2	5	討議事項/ 論点	(討議事項)	(討議事項)	【討議事項（共通②）】 住民記録システムとの連携機能の扱い（登録関連） ※業務効率化の観点で必須とするか。
5	1.1.1.資格取得	(共通)			・【国民年金システム】各システムを参照するか、更新するかが区別できれば分かりやすい。【住民記録システム】住民記録システムを直接参照するイメージか、【可搬型窓口装置（WM）】日本年金機構のシステムだと思われるので、他のシステムと並べて記載すると違和感がある。外部機関のシステムとして記載したほうがわかりやすい。	0	1	1	指摘	業務フローを修正	業務フローを修正 →全般（他システムの記載）	
6	1.1.1.資格取得	(共通)		・資格取得のフローには、2つ起点的記載が必要 →住民からの関係届書にもとづくもの →「職権適用対象者一覧表」や「20歳到達予定者一覧表」にもとづくもの この2つの起点を、1つのフロー図上に記載するか、別々のフロー図とするか、いずれが必要か。		1	0	1	指摘	業務フローを修正	※関係届書システム出力も含め記載の見直しを検討	
7	1.1.1.資格取得	(共通)		・資格関係処理すべてに共通する修正依頼事項：住民基本台帳法において、住基行政機関には国民年金第1号被保険者の基礎年金番号や資格取得・喪失年月日等を搭載する必要がある。 行政機関への搭載を、住基担当（住基システム）とするか、年金担当（年金システム）とするかは、自治体判断であるが、いずれにしても、フロー図において、「住基行政機関への記載」という表示は必要である。（認識が不十分であるため転出証明書への記載の不備が多い）		1	0	1	指摘	業務フローを修正	記載を補記	
8	1.1.1.資格取得	(共通)		・基礎年金番号が未付番号からの資格取得処理は、フロー図で区別が必要である。 個人番号（マイナンバー）で届出自体は可能であるが、現状ほとんどの市町村では、基礎年金番号をキーにしたシステムであり、基礎年金番号が付与されるまで資格取得処理ができなところが多い。 個人番号での届出が可能になった時点から、独自の仮番号を設定して仮番号で資格取得処理を行うつつ、マイナンバーで資格取得報告を作成することで書類の保留期間なく事務を行っている。 こうした機能を標準システムの仕様においても考慮する必要があるのではないか。 基礎年金番号の未付番号のケースを、フロー図においても、区別して記載しておく必要。		1	0	1	指摘	修正なし	機能要件策定時の確認事項	
9	1.1.1.資格取得	本人記録照会		・可搬型窓口装置の貸与は受けていない。電話で年金事務所記録照会等を行っている。		1	0	1	指摘	業務フローを修正	説明を補記	
10	1.1.1.資格取得	本人記録照会		・国民年金システムと住民記録システムは連携している。		1	0	1	討議事項/ 論点	(討議事項)	(討議事項)	【討議事項（共通②）】 住民記録システムとの連携機能の扱い（登録関連） ※業務効率化の観点で必須とするか。
11	1.2.種別変更	開始	関係届書のシステム出力をする自治体があるが、業務フローでは記載しないが良いか。 （業務フローに記載＝必須機能との認識で回答記載）	・受付件数が多いシステム出力様式は必須である。フローへの記載は必須ではないと考えるが、システムの機能としては必要なものである。 ・記録照会からシステムへの登録まで省略（タッチ処理） ・関係届書をシステム出力しているため記載してほしい。 ・運用方法は自治体毎に異なるため、業務フローに記載しないが良いと思われる。（電子媒体・紙媒体）紙媒体で受付から送付まで行っている。ただし、住基連動処理による報告（機構への送付）では、関係届書をシステム出力する必要がある。（例：申請者が国民年金	・システム側では未実装でも問題ない機能と考えている。標準仕様書に記載なしの場合は開発不可という点を考慮するとオプション化が妥当ではないか。	4	1	5	討議事項/ 論点	(討議事項)	(討議事項)	【討議事項（共通①）】 関係届書出力に関するフロー上の取り扱い（機能として仕様を含めるのであれば、業務フローに記載）
12	1.2.種別変更	登録	手作業で受付簿を作成している自治体があるが、業務フローでは記載しないが良いか。 （業務フローに記載＝必須機能との認識で回答記載）	・問題ない ・運用方法は自治体毎に異なるため、業務フローに記載しないが良いと思われる。（電子媒体・紙媒体）紙媒体で受付から送付まで行っている。受付簿については、システムで「異動報告書出力」を行い出力する「異動報告書集計表・年金異動者一覧」を使用している。	・帳票として受付簿が実装される必要性はないと考えているが、受付簿に準ずるもの（EUCなど）が出力できる機能は必要であるとする。EUC出力機能は標準仕様書上どういった扱いとなるのか。（利用統計の中で整理となるのか）	2	1	3	指摘	修正なし	機能要件策定時の確認事項	
13	1.2.種別変更	登録		・【登録】種別変更の場合も、住民記録システムの連携が必要ではないか。		0	1	1	討議事項/ 論点	(討議事項)	(討議事項)	【討議事項（共通②）】 住民記録システムとの連携機能の扱い（登録関連） ※業務効率化の観点で必須とするか。
14	1.2.種別変更	登録		・行政機関には、国民年金第1号被保険者の情報を記載するためフローへの記載が必要である。		1	0	1	指摘	業務フローを修正	業務フローを修正 →1.2.種別変更	

15	1.2.種別変更	本人記録照会		・可搬型窓口装置の貸与は受けていない。電話で年金事務所に記録照会等を行っている。		1	0	1	指摘	業務フローを修正	説明を補記	
16	1.2.種別変更	(共通)		・国民年金システムと住民記録システムは連携している。		1	0	1	討議事項/論点	(討議事項)	(討議事項)	【討議事項(共通②)】 住民記録システムとの連携機能の扱い(登録関連) ※業務効率化の視点で必須とするか。
17	1.3.資格喪失(死亡)	登録	住民記録システムへの連携を行っている自治体の一部があるが、業務フローでは記載しないが良いか。(業務フローに記載=必須機能との認識で回答記載)	・記載しなくても差し支えない。 ・国民年金システムと住民記録システムは連携している。	・他業務への国民年金情報の連携は資格情報の照会等が主で、データ更新などは行わないとの認識しているため、不要と考える。 また、住民記録から情報を受け取る側では、年齢到達、住基連携等の一括処理があれば、住記情報の更新に伴う国民年金情報の即時処理は必要はないと考える。	2	1	3	討議事項/論点	(討議事項)	(討議事項)	【討議事項(共通②)】 住民記録システムとの連携機能の扱い(登録関連) ※業務効率化の視点で必須とするか。
18	1.3.資格喪失(死亡)	死亡者情報把握		・対象者抽出方法は標準化の範囲か。週1回/バッチ処理にて抽出処理している。他の自治体はどのように対象者の抽出を行っているのか。 ・情報把握方法は「住民課が処理したリストまたは届書(紙)」、「国年窓口へ来庁(人)」。行政欄には、国民年金第1号被保険者の情報を記載する必要があるためフローへの記載は必要である。 ・処理の契機が「死亡者情報把握」だが、受給権者死亡届が出れば直接の契機になることはわかるが、年金機構にマイナンバーが登録されていれば、市区町村への死亡届が契機となって、死亡届が不要になるのでは。(今は登録が進んでいなくても、実際に標準化されたシステムが導入される際には十分に進んでいるのでは)全体として、資格異動関係はマイナンバーの登録により、住民側からの申請等を契機としなくても、プロアクティブに行政からアクションを起こせるのではないかと。現実はその点であるべき姿になりきれない。どこまでできるかは、標準化されたシステムで、どのデータ項目がシステム間で共有・連携されるのか明らかになっている必要がある。	・【死亡者情報把握】 住民記録システムから死亡情報が連携され自動反映されれば、個別に死亡・喪失登録を行う必要はないと思う。	3	1	4	討議事項/論点	(討議事項)	(討議事項)	【討議事項(共通③)】 資格喪失(死亡、海外転出、60歳到達等)の把握方法 -情報把握方法 -方法毎に必要な機能
19	1.3.資格喪失(死亡)	死亡者情報把握		・国民年金システムと住民記録システムは連携している。		1	0	1	討議事項/論点	(討議事項)	(討議事項)	【討議事項(共通②)】 住民記録システムとの連携機能の扱い(登録関連) ※業務効率化の視点で必須とするか。
20	1.3.資格喪失(死亡)	死亡者記録照会		・可搬型窓口装置の貸与は受けていない。電話で年金事務所に記録照会等を行っている。		1	0	1	指摘	業務フローを修正	説明を補記	
21	1.4.資格喪失(海外転出)	登録	住民記録システムへの連携を行っている自治体の一部があるが、業務フローでは記載しないが良いか。(業務フローに記載=必須機能との認識で回答記載)	・記載しなくても差し支えない。 ・国民年金システムと住民記録システムは連携している。	・他業務への国民年金情報の連携は資格情報の照会等が主で、データ更新などは行わないとの認識しているため、不要と考える。 また、住民記録から情報を受け取る側では、年齢到達、住基連携等の一括処理があれば、住記情報の更新に伴う国民年金情報の即時処理は必要はないと考える。	2	1	3	討議事項/論点	(討議事項)	(討議事項)	【討議事項(共通②)】 住民記録システムとの連携機能の扱い(登録関連) ※業務効率化の視点で必須とするか。
22	1.4.資格喪失(海外転出)	海外転出者情報把握		・【海外転出者情報把握】 対象者の抽出方法が自治体によって異なると思われるが抽出方法は標準化の範囲となるか。週1回/バッチ処理にて対象者の抽出を行い処理している。(死亡喪失と同様の処理)他の自治体はどのように対象者の抽出を行っているか。 ・情報把握方法は「住民課が処理したリストまたは届書(紙)」、「国年窓口へ来庁(人)」	・【海外転出者情報把握】 海外転出の届出と同時に、任意加入の手続きをされる場合があるので、住民からの届出がトリガーとなる場合もある。	2	1	3	討議事項/論点	(討議事項)	(討議事項)	【討議事項(共通③)】 資格喪失(死亡、海外転出、60歳到達等)の把握方法 -情報把握方法 -方法毎に必要な機能
23	1.4.資格喪失(海外転出)	登録		・行政欄には、国民年金第1号被保険者の情報を記載する必要があるためフローへの記載は必要である		1	0	1	指摘	業務フローを修正	業務フローを修正 -1.3.資格喪失(死亡)	
24	1.4.資格喪失(海外転出)	海外転出者情報照会			・【海外転出者情報照会】 最初の「海外転出者情報把握」と「海外転出者情報照会」の違いはなにか。	0	1	1	質問	回答	(回答) 「把握」は届出書の受理等、情報を認知し、自治体側の情報を確認する作業を指し、「照会」は当該情報を元に、年金機構側の情報を確認する業務を指しています。	
25	1.4.資格喪失(海外転出)	開始		・①住民からの届出により、国民年金被保険者関係届書(資格喪失)の受付・確認・送付を行う。②住民からの届出がない場合は、システムでのバッチ処理(異動報告書出力)を行うことで、住基連動処理により海外転出者(住民票は手続済)を把握する。そして、職権喪失報告(システムから関係届書を出して、事務センターに送付)を行う。		1	0	1	討議事項/論点	(討議事項)	(討議事項)	【討議事項(共通②)】 住民記録システムとの連携機能の扱い(登録関連) ※業務効率化の視点で必須とするか。
26	1.4.資格喪失(海外転出)	海外転出者情報把握		・上記①の場合→次:海外転出者記録照会。②の場合→次:海外転出情報・喪失登録 ※システムでのバッチ処理(異動報告書出力)		1	0	1	指摘	業務フローを修正	業務フローを修正 -1.4.資格喪失(海外転出)	
27	1.4.資格喪失(海外転出)	海外転出者記録照会		・可搬型窓口装置の貸与は受けていない。電話で年金事務所に記録照会等を行っている。		1	0	1	指摘	業務フローを修正	説明を補記	
28	1.5.資格喪失(60歳到達)	60歳到達者情報把握		・国民年金システムと住民記録システムは連携している。 ・システムでのバッチ処理(期間満了者一覧出力)		1	0	1	討議事項/論点	(討議事項)	(討議事項)	【討議事項(共通②)】 住民記録システムとの連携機能の扱い(登録関連) ※業務効率化の視点で必須とするか。
29	1.5.資格喪失(60歳到達)	60歳到達者情報照会		・情報把握方法は、「住基からのデータ連携」、「住民課が処理したリスト」。行政欄には、国民年金第1号被保険者の情報を記載する必要があるためフローへの記載は必要である。 ・可搬型窓口装置の貸与は受けていない。電話で年金事務所に記録照会等を行っている。	・【60歳到達者情報照会】 60歳到達者の把握は、住記異動処理結果リストをもとに行うのではなく、被保険者のうち60歳到達者を抽出したリスト等で把握するのではないかと。また、被保険者からの任意加入の届出をトリガーとする場合もあると思われる。	2	1	3	討議事項/論点	(討議事項)	(討議事項)	【討議事項(共通③)】 資格喪失(死亡、海外転出、60歳到達等)の把握方法 -情報把握方法 -方法毎に必要な機能
30	1.5.資格喪失(60歳到達)	登録		・行政欄には、国民年金第1号被保険者の情報を記載する必要があるためフローへの記載は必要である		1	0	1	指摘	業務フローを修正	業務フローを修正 -1.5.資格喪失(60歳到達)	
31	1.5.資格喪失(60歳到達)	喪失登録		・フロー見直し: -60歳到達期間満了者一覧 -予定日到達期間満了者一覧	・【喪失登録】 60歳到達者の喪失登録は、個別にオンラインで行うこともあるが、市区町村のシステムでの一括処理、または、処理結果一覧表(電子媒体)からの一括取込みで行うことが多いと思われる。	1	1	2	指摘	業務フローを修正	機能要件策定時の確認事項	
32	1.5.資格喪失(60歳到達)	喪失登録			・【喪失登録】 資格喪失(60歳到達)の場合も、住民記録システムの連携が必要ではないかと。	0	1	1	討議事項/論点	(討議事項)	(討議事項)	【討議事項(共通②)】 住民記録システムとの連携機能の扱い(登録関連) ※業務効率化の視点で必須とするか。

33	1.6.資格喪失(その他)	開始	関係届書のシステム出力をする自治体があるが、業務フローでは記載しないが良いか。 (業務フローに記載 = 必須機能との認識で回答記載)	・受付件数が多いシステム出力様式は必須である。フローへの記載は必須ではないと考えるが、システムの機能としては必要なものである。 ・関係届書をシステム出力しているため記載してほしい。 ・運用方法は自治体毎に異なるため、業務フローに記載しないが良いと思われる。(電子媒体・紙媒体)紙媒体で受付から送付まで行っている。ただし、住基連動処理による報告(機構への送付)では、関係届書をシステム出力する可能性がある。(例:申請者が国民年金資格喪失手続きをせずに国外転出した場合)	・システム側では未実装でも問題ない機能と考えている。標準仕様書に記載なしの場合は開発不可ということとを考慮するとオプション化が妥当ではないか。	3	1	4	討議事項/ 論点	(討議事項)	(討議事項)	【討議事項(共通①)】 関係届書出力に関するフロー上の取り扱い(機能として仕様を含めるのであれば、業務フローに記載)
34	1.6.資格喪失(その他)	登録	手作業で受付簿を作成している自治体があるが、業務フローでは記載しないが良いか。 (業務フローに記載 = 必須機能との認識で回答記載)	・問題ない ・運用方法は自治体毎に異なるため、業務フローに記載しないが良いと思われる。(電子媒体・紙媒体)紙媒体で受付から送付まで行っている。受付簿については、システムで「ツチ処理(異動報告書出力)」を行い出力する「異動報告書集計表・年金異動者一覧」を使用している。	・帳票として受付簿が実装される必要性はないと考えているが、受付簿に準ずるもの(EUCなど)が出力できる機能は必要であるとする。EUC出力機能は標準仕様書上どういった扱いとなるのか。(利用統計の中で整理となるのか。)	2	1	3	指摘	修正なし	機能要件策定時の確認事項	
35	1.6.資格喪失(その他)	登録	住民記録システムへの連携を行っている自治体があるが、業務フローでは記載しないが良いか。 (業務フローに記載 = 必須機能との認識で回答記載)	・記載しなくても差し支えない。 ・①住民票に「個別記載事項情報」②児童手当に「年金資格情報」をシステム連携している。	・他業務への国民年金情報の連携は資格情報の照会等が主で、データ更新などは行わないとの認識しているため、不要と考える。 また、住民記録から情報を受けるとして、年齢到達、住基連動等の一括処理があれば、住記情報の更新に伴う国民年金情報の即時処理は必要はないと考える。	2	1	3	討議事項/ 論点	(討議事項)	(討議事項)	【討議事項(共通②)】 住民記録システムとの連携機能の扱い(登録関連) ※業務効率化の観点で必須とするか。
36	1.6.資格喪失(その他)	終了		・住民からの関係届書だけでなく「第1号・第3号被保険者資格喪失一覧表」(年金機構からの情報登録)をこのフロー図の中にいれる。または、別のフロー図を追加する。		1	0	1	指摘	業務フローを修正	記載を明確化	
37	1.6.資格喪失(その他)	登録		・行政側には、国民年金第1号被保険者の情報を記載する必要があるためフローへの記載は必要である		1	0	1	指摘	業務フローを修正	業務フローを修正 - 1.6.資格喪失(その他)	
38	1.6.資格喪失(その他)	内容確認		・国民年金システムと住民記録システムは連携している。		1	0	1	討議事項/ 論点	(討議事項)	(討議事項)	【討議事項(共通②)】 住民記録システムとの連携機能の扱い(登録関連) ※業務効率化の観点で必須とするか。
39	1.6.資格喪失(その他)	本人記録照会		・可搬型窓口装置の貸与は受けていない。電話で年金事務所に記録照会等を行っている。		1	0	1	指摘	業務フローを修正	説明を補記	
40	1.7.国内転入 (共通)			・【国内転入者情報把握】 住民記録システムと直接連携しているため、転入の処理としては左記のとおりであるが、年金システム上に基礎年金番号の登録がないと、年金の処理が出来ないため、転入時の書類に基礎年金番号が記載されている場合は転入処理をして基礎年金番号の入力を行っている。別の自治体ではどのように処理しているか。	・【国内転入者情報把握】 住民記録システムから転入情報で連携されるのは転入証明に記載されている情報だと思うが、その情報だけでは不十分ではないか。記録照会等を行って情報登録が必要ではないか。	1	1	2	討議事項/ 論点	(討議事項)	(討議事項)	【討議事項(共通②)】 住民記録システムとの連携機能の扱い(登録関連) ※業務効率化の観点で必須とするか。
41	1.7.国内転入	国内転入者情報登録			・【国内転入者情報登録】 国内転入の場合も、住民記録システムの連携が必要ではないか。	0	1	1	討議事項/ 論点	(討議事項)	(討議事項)	【討議事項(共通②)】 住民記録システムとの連携機能の扱い(登録関連) ※業務効率化の観点で必須とするか。
42	1.7.国内転入	国内転入情報登録		・①「住民記録システムから国民年金システムへの転入情報の連携・自動反映」とは、 ・住民基本台帳の行政情報への記載のことか。 ・年金システムで管理する年金マスタの作成まで行うのか。 ②情報把握方法は「住民課が受理した届書(紙)」 「国年窓口へ来庁(人)」		1	0	1	討議事項/ 論点	(討議事項)	(討議事項)	【討議事項(共通②)】 住民記録システムとの連携機能の扱い(登録関連) ※業務効率化の観点で必須とするか。
43	1.7.国内転入	国内転入者情報把握		・システム連携により自動反映している。国民年金システムと住民記録システムは連携している。		1	0	1	討議事項/ 論点	(討議事項)	(討議事項)	【討議事項(共通②)】 住民記録システムとの連携機能の扱い(登録関連) ※業務効率化の観点で必須とするか。
44	1.7.国内転入	国内転入者記録照会		・可搬型窓口装置の貸与は受けていない。電話で年金事務所に記録照会等を行っている。		1	0	1	指摘	業務フローを修正	説明を補記	
45	1.8.国内転出	国内転出情報登録		・①「住民記録システムから国民年金システムへの転入情報の連携・自動反映」とは、 ・住民基本台帳の行政情報への記載のことか。 ・年金システムで管理する年金マスタの作成まで行うのか。 ②情報把握方法は「住民課が受理した届書(紙)」 「国年窓口へ来庁(人)」		1	0	1	討議事項/ 論点	(討議事項)	(討議事項)	【討議事項(共通②)】 住民記録システムとの連携機能の扱い(登録関連) ※業務効率化の観点で必須とするか。
46	1.8.国内転出	国内転出者情報把握		・システム連携により自動反映している。国民年金システムと住民記録システムは連携している。		1	0	1	討議事項/ 論点	(討議事項)	(討議事項)	【討議事項(共通②)】 住民記録システムとの連携機能の扱い(登録関連) ※業務効率化の観点で必須とするか。
47	1.8.国内転出	国内転出者記録照会		・可搬型窓口装置の貸与は受けていない。電話で年金事務所に記録照会等を行っている。		1	0	1	指摘	業務フローを修正	説明を補記	
48	1.9.氏名・生年月日・性別変更 (共通)			・戸籍の内容改正については処理を行わない認識です。		1	0	1	指摘	修正なし	機能要件策定時の確認事項	
49	1.9.氏名・生年月日・性別変更 (共通)			・氏名・生年月日・性別変更届は、被保険者と受給者は、届出方法や処理の流れが異なるため、「業務区分:給付」のフローにいたほうがよい。		1	0	1	討議事項/ 論点	(討議事項)	(討議事項)	【討議事項(個別③)】 受給者の異動に関する業務(氏名・生年月日・性別変更)(以下業務フローを統合するか) - 1.9.氏名・生年月日・性別変更 - 4.1.年金請求書等受理・審査
50	1.9.氏名・生年月日・性別変更 (共通)			・被保険者においても報告が必要なケースもある。	・【変更届を機構へ送付】 被保険者の場合も報告対象となる場合があるのではないかと。	1	1	2	指摘	業務フローを修正	被保険者における報告を追加	
51	1.9.氏名・生年月日・性別変更	異動者情報把握			・【異動者情報把握】 住民記録システムから異動情報が連携され、自動反映されれば、個別に登録を行う必要はないと思う。	0	1	1	討議事項/ 論点	(討議事項)	(討議事項)	【討議事項(共通②)】 住民記録システムとの連携機能の扱い(登録関連) ※業務効率化の観点で必須とするか。
52	1.9.氏名・生年月日・性別変更	異動者情報把握		・システムでの「ツチ処理(異動報告書出力)」、国民年金システムと住民記録システムは連携している。		1	0	1	討議事項/ 論点	(討議事項)	(討議事項)	【討議事項(共通②)】 住民記録システムとの連携機能の扱い(登録関連) ※業務効率化の観点で必須とするか。
53	1.9.氏名・生年月日・性別変更	異動者記録照会		・可搬型窓口装置の貸与は受けていない。電話で年金事務所に記録照会等を行っている。		1	0	1	指摘	業務フローを修正	説明を補記	
54	1.9.氏名・生年月日・性別変更	終了		・受給者からの届出がある場合は、年金事務所に送付する。 ※変更届等を職権で報告することはない。		1	0	1	指摘	業務フローを修正	説明を補記	

55	1.10.追加・訂正	開始	関係届書のシステム出力をする自治体があるが、業務フローでは記載しないが良いか。 (業務フローに記載 = 必須機能との認識で回答記載)	・受付件数が多くシステム出力様式は必須である。フローへの記載は必須ではないと考えるが、システムの機能としては必要なものである。 ・関係届書をシステム出力しているため記載してほしい。 ・運用方法は自治体毎に異なるため、業務フローに記載しないが良いと思われる。(電子媒体・紙媒体) 紙媒体で受付から送付まで行っている。ただし、住基連動処理による報告(機構への送付)では、関係届書をシステム出力する場合がある。(例:申請者が国民年金資格喪失手続きをせずに国外転出した場合)	・システム側では未実装でも問題ない機能と考えている。標準仕様書に記載なしの場合は開発不可ということとを考慮するとオプション化が妥当ではないか。	3	1	4	討議事項/論点	(討議事項)	(討議事項)	【討議事項(共通①)】 関係届書出力に関するフロー上の取り扱い(機能として仕様を含めるのであれば、業務フローに記載)
56	1.10.追加・訂正	登録			・【登録】 追加・訂正の場合も、住民記録システムの連携が必要ではないか。	0	1	1	討議事項/論点	(討議事項)	(討議事項)	【討議事項(共通②)】 住民記録システムとの連携機能の扱い(登録関連) ※業務効率化の観点で必須とするか。
57	1.10.追加・訂正	登録	手作業で受付簿を作成している自治体があるが、業務フローでは記載しないが良いか。 (業務フローに記載 = 必須機能との認識で回答記載)	・問題ない ・運用方法は自治体毎に異なるため、業務フローに記載しないが良いと思われる。(電子媒体・紙媒体) 紙媒体で受付から送付まで行っている。受付簿については、システムでパッチ処理(異動報告書出力)を行い出力する「異動報告書集計表・年金異動者一覧」を使用している。	・帳票として受付簿が実装される必要性はないと考えているが、受付簿に準ずるもの(EUCなど)が出力できる機能は必要であるとする。EUC出力機能は標準仕様書上どういった扱いとなるのか。(利用統計の中で整理となるのか。)	2	1	3	指摘	修正なし	機能要件策定時の確認事項	
58	1.10.追加・訂正	内容確認		・国民年金システムと住民記録システムは連携している。		1	0	1	討議事項/論点	(討議事項)	(討議事項)	【討議事項(共通②)】 住民記録システムとの連携機能の扱い(登録関連) ※業務効率化の観点で必須とするか。
59	1.10.追加・訂正	本人記録照会		・可搬型窓口装置の貸与は受けていない。電話で年金事務所記録照会等を行っている。		1	0	1	指摘	業務フローを修正	説明を補記	
60	1.11.不在	不在者情報把握		・【不在者情報把握】 新たに不在者となる場合の対象者の抽出方法が自治体によって異なると思われるが、抽出方法は標準化の範囲となるか。週1回/パッチ処理にて対象者の抽出を行い処理している。機構の記録で不在となっているものを復活する際は、センターへ不在復活の依頼を行っている。他の自治体ではどのように処理を行っているか。 ・「不在」は、住基からの情報提供と、機構からの「居所未登録整理結果通知書」で把握している。 当該通知書を確認したうえで「不在判明」を機構へ報告する場合もある。したがって、このフロー図の中に、機構からの「居所未登録整理結果通知書」の情報提供も含める、または別のフローを追加する。 ・国民年金システムと住民記録システムは連携している。	・【不在者情報把握】 住民記録システムから異動情報が連携され、自動反映されれば、個別に登録を行う必要がないと思う。	3	1	4	討議事項/論点	(討議事項)	(討議事項)	【討議事項(共通②)】 住民記録システムとの連携機能の扱い(登録関連) ※業務効率化の観点で必須とするか。
61	1.11.不在	共通		・国民年金担当課として「住民基本台帳の更新を受け、不在の登録を行う」に該当する業務は行っていない。 ※年金事務所/事務センターからの照会に対する回答は行っている。(納付書未送達者一覧表、転出先確認リスト、転入事実調査票、34歳・44歳等到達予定者情報エラーリスト(外国人))		1	0	1	指摘	業務フローを修正	説明を補記	
62	2.1.免除・納付猶予申請書受理・審査	開始	関係届書のシステム出力をする自治体があるが、業務フローでは記載しないが良いか。 (業務フローに記載 = 必須機能との認識で回答記載)	・受付件数が多くシステム出力様式は必須である。フローへの記載は必須ではないと考えるが、システムの機能としては必要なものである。 ・申請書の発行を、標準システムの機能に追加することが望ましい。 ・関係届書をシステム出力しているため記載してほしい。 運用方法は自治体毎に異なるため、業務フローに記載しないが良いと思われる。(電子媒体・紙媒体) 本市では、紙媒体で受付から送付まで行っている。	・システム側では未実装でも問題ない機能と考えている。標準仕様書に記載なしの場合は開発不可ということとを考慮するとオプション化が妥当ではないか。	4	1	5	討議事項/論点	(討議事項)	(討議事項)	【討議事項(共通①)】 関係届書出力に関するフロー上の取り扱い(機能として仕様を含めるのであれば、業務フローに記載)
63	2.1.免除・納付猶予申請書受理・審査	登録	手作業で受付簿を作成している自治体があるが、業務フローでは記載しないが良いか。 (業務フローに記載 = 必須機能との認識で回答記載)	・問題ない ・運用方法は自治体毎に異なるため、業務フローに記載しないが良いと思われる。(電子媒体・紙媒体) 紙媒体で受付から送付まで行っている。受付簿については、システムでパッチ処理(申請免除該当者一覧出力)を行い出力する「申請免除該当者一覧」を使用している。	・帳票として受付簿が実装される必要性はないと考えているが、受付簿に準ずるもの(EUCなど)が出力できる機能は必要であるとする。EUC出力機能は標準仕様書上どういった扱いとなるのか。(利用統計の中で整理となるのか。)	2	1	3	指摘	修正なし	機能要件策定時の確認事項	
64	2.1.免除・納付猶予申請書受理・審査	開始		・関係届書よりは「申請書」と記載するほうが望ましい		1	0	1	指摘	業務フローを修正	様式名称を修正	
65	2.1.免除・納付猶予申請書受理・審査	終了		・免除申請書は、申請書そのものの「送付」で、資格関係届書の「報告」とは事後処理も異なることから同じフロー(機構への報告)にまとめるべきではない。 申請書送付後、機構からの審査処分結果を、受付処理簿(システム)に登録するまでが一連の事務フローである。		1	0	1	-	(ツリー図にて討議につき対象外)	(ツリー図にて討議につき対象外)	
66	2.1.免除・納付猶予申請書受理・審査	本人記録照会		・フロー上の「内容確認」において、国民年金、住民記録、個人住民税のそれぞれのシステムを照会するフローであるが、標準システムの機能としては、3つ情報を使って、【一面】上で、免除判定結果がわかる(画面)を希望する市町村が多い。		1	0	1	指摘	修正なし	機能要件策定時の確認事項	
67	2.1.免除・納付猶予申請書受理・審査	内容確認		・国民年金システムと住民記録システム、個人住民税システムは連携している。		1	0	1	討議事項/論点	(討議事項)	(討議事項)	【討議事項(共通②)】 住民記録システムとの連携機能の扱い(登録関連) ※業務効率化の観点で必須とするか。
68	2.1.免除・納付猶予申請書受理・審査	本人記録照会		・可搬型窓口装置の貸与は受けていない。電話で年金事務所記録照会等を行っている。		1	0	1	指摘	業務フローを修正	説明を補記	

69	2.2.学生納付特例申請書受理・審査	開始	関係届書のシステム出力をする自治体があるが、業務フローでは記載しないが良いか。 (業務フローに記載 = 必須機能との認識で回答記載)	・受付件数が多いシステム出力様式は必須である。フローへの記載は必須ではないと考えるが、システムの機能としては必要なものである。 ・申請書の発行を、標準システムの機能に追加することが望ましい。関係届書をシステム出力しているため記載してほしい。 ・運用方法は自治体毎に異なるため、業務フローに記載しないが良いと思われる。(電子媒体・紙媒体) 紙媒体で受付から送付まで行っている。 ・関係届書をシステム出力しているため記載してほしい。 ・運用方法は自治体毎に異なるため、業務フローに記載しないが良いと思われる。(電子媒体・紙媒体) 紙媒体で受付から送付まで行っている。ただし、住基運動処理による報告(機構への送付)では、関係届書をシステム出力する必要がある。(例:申請者が国民年金資格喪失手続きをせずに国外転出した場合)	・システム側では未実装でも問題ない機能と考えている。標準仕様書に記載なしの場合は開発不可ということとを考慮するとオプション化が妥当ではないか。	4	1	5	討議事項/ 論点	(討議事項)	(討議事項)	【討議事項(共通①)】 関係届書出力に関するフロー上の取り扱い(機能として仕様を含めるのであれば、業務フローに記載)
70	2.2.学生納付特例申請書受理・審査	登録	手作業で受付簿を作成している自治体があるが、業務フローでは記載しないが良いか。 (業務フローに記載 = 必須機能との認識で回答記載)	・問題ない。 ・運用方法は自治体毎に異なるため、業務フローに記載しないが良いと思われる。(電子媒体・紙媒体) 紙媒体で受付から送付まで行っている。受付簿については、システムでバッチ処理(学生納付特例該当者一覧出力)を行い出力する「納付特例該当者一覧」を使用している。	・帳票として受付簿が実装される必要性はないと考えているが、受付簿に準ずるもの(EUCなど)が出力できる機能は必要であるとする。EUC出力機能は標準仕様書上どういった扱いとなるのか。(利用統計の中で整理となるのか。)	2	1	3	指摘	修正なし	機能要件策定時の確認事項	
71	2.2.学生納付特例申請書受理・審査	開始		・関係届書よりは「申請書」と記載するほうが望ましい		1	0	1	指摘	業務フローを修正	様式名称を修正	
72	2.2.学生納付特例申請書受理・審査	終了		・学生納付特例申請書は、申請書そのものの「送付」であり、資格関係届書の「報告」とは事後処理も異なることから同じフロー(機構への報告)にまとめるべきではない。 ・申請書送付後、機構からの審査処分結果を、受付処理簿(システム)に登録するまでが一連の事務フローである		1	0	1	-	(ツリー図にて討議につき対象外)	(ツリー図にて討議につき対象外)	
73	2.2.学生納付特例申請書受理・審査	本人記録照会		・フロー上の「内容確認」において、国民年金、住民記録、個人住民税のそれぞれのシステムを照会するフローであるが、標準システムの機能としては、3つの情報を使って、【一面面】上で、判定結果がわかる(画面)を希望する市町村が多い。		1	0	1	指摘	業務フローを修正	機能要件策定時の確認事項	
74	2.2.学生納付特例申請書受理・審査	内容確認		・国民年金システムと住民記録システム、個人住民税システムは連携している。		1	0	1	討議事項/ 論点	(討議事項)	(討議事項)	【討議事項(共通②)】 住民記録システムとの連携機能の扱い(登録関連) ※業務効率化の観点で必須とするか。
75	2.2.学生納付特例申請書受理・審査	本人記録照会		・可搬型窓口装置の貸与は受けていない。電話で年金事務所記録照会等を行っている。		1	0	1	指摘	業務フローを修正	説明を補記	
76	2.3.免除理由該当等届受理・審査	開始	関係届書のシステム出力をする自治体があるが、業務フローでは記載しないが良いか。 (業務フローに記載 = 必須機能との認識で回答記載)	・受付件数が多いシステム出力様式は必須である。フローへの記載は必須ではないと考えるが、システムの機能としては必要なものである。 ・関係届書をシステム出力しているため記載してほしい。 ・運用方法は自治体毎に異なるため、業務フローに記載しないが良いと思われる。(電子媒体・紙媒体) 紙媒体で受付から送付まで行っている。ただし、住基運動処理による報告(機構への送付)では、関係届書をシステム出力する必要がある。(例:申請者が国民年金資格喪失手続きをせずに国外転出した場合)	・システム側では未実装でも問題ない機能と考えている。標準仕様書に記載なしの場合は開発不可ということとを考慮するとオプション化が妥当ではないか。	3	1	4	討議事項/ 論点	(討議事項)	(討議事項)	【討議事項(共通①)】 関係届書出力に関するフロー上の取り扱い(機能として仕様を含めるのであれば、業務フローに記載)
77	2.3.免除理由該当等届受理・審査	登録	手作業で受付簿を作成している自治体があるが、業務フローでは記載しないが良いか。 (業務フローに記載 = 必須機能との認識で回答記載)	・問題ない。 ・運用方法は自治体毎に異なるため、業務フローに記載しないが良いと思われる。(電子媒体・紙媒体) 紙媒体で受付から送付まで行っている。	・帳票として受付簿が実装される必要性はないと考えているが、受付簿に準ずるもの(EUCなど)が出力できる機能は必要であるとする。EUC出力機能は標準仕様書上どういった扱いとなるのか。(利用統計の中で整理となるのか。)	2	1	3	指摘	修正なし	機能要件策定時の確認事項	
78	2.3.免除理由該当等届受理・審査	終了		・該当届を送付後、「免除理由該当処理結果一覧表」(機構からの情報登録)による結果を受付簿に記載(登録)するまで、一連の事務であり、このフロー図の中に含めるべき。		1	0	1	-	(ツリー図にて討議につき対象外)	(ツリー図にて討議につき対象外)	
79	2.3.免除理由該当等届受理・審査	(共通)		・全国的に実施している「生活保護担当課からの法定免除該当者の情報提供」をこの業務フローに追加すべきである。		1	0	1	指摘	業務フローを修正	生活保護担当課からの法定免除該当者の情報提供を追加	
80	2.3.免除理由該当等届受理・審査	(共通)		・国民年金システムと住民記録システムは連携している。		1	0	1	討議事項/ 論点	(討議事項)	(討議事項)	【討議事項(共通②)】 住民記録システムとの連携機能の扱い(登録関連) ※業務効率化の観点で必須とするか。
81	2.3.免除理由該当等届受理・審査	本人記録照会		・可搬型窓口装置の貸与は受けていない。電話で年金事務所記録照会等を行っている。		1	0	1	指摘	業務フローを修正	説明を補記	
82	2.4.産前・産後免除申請書受理・審査	開始	関係届書のシステム出力をする自治体があるが、業務フローでは記載しないが良いか。 (業務フローに記載 = 必須機能との認識で回答記載)	・受付件数が多いシステム出力様式は必須である。フローへの記載は必須ではないと考えるが、システムの機能としては必要。 ・関係届書をシステム出力しているため記載してほしい。 ・運用方法は自治体毎に異なるため、業務フローに記載しないが良いと思われる。(電子媒体・紙媒体) 紙媒体で受付から送付まで行っている。ただし、住基運動処理による報告(機構への送付)では、関係届書をシステム出力する必要がある。(例:申請者が国民年金資格喪失手続きをせずに国外転出した場合)	・システム側では未実装でも問題ない機能と考えている。標準仕様書に記載なしの場合は開発不可ということとを考慮するとオプション化が妥当ではないか。	3	1	4	討議事項/ 論点	(討議事項)	(討議事項)	【討議事項(共通①)】 関係届書出力に関するフロー上の取り扱い(機能として仕様を含めるのであれば、業務フローに記載)
83	2.4.産前・産後免除申請書受理・審査	登録	手作業で受付簿を作成している自治体があるが、業務フローでは記載しないが良いか。 (業務フローに記載 = 必須機能との認識で回答記載)	・問題ない。 ・運用方法は自治体毎に異なるため、業務フローに記載しないが良いと思われる。(電子媒体・紙媒体) 紙媒体で受付から送付まで行っている。受付簿については、システムでバッチ処理(異動報告書出力)を行い出力する「異動報告書集計表・年金異動者一覧」を使用している。	・帳票として受付簿が実装される必要性はないと考えているが、受付簿に準ずるもの(EUCなど)が出力できる機能は必要であるとする。EUC出力機能は標準仕様書上どういった扱いとなるのか。(利用統計の中で整理となるのか。)	2	1	3	指摘	修正なし	機能要件策定時の確認事項	
84	2.4.産前・産後免除申請書受理・審査	終了		・「産前産後免除該当届」を送付後、一連の事務である「免除該当処理結果一覧」の登録までをこのフロー図の中に入れるほうがよい。		1	0	1	-	(ツリー図にて討議につき対象外)	(ツリー図にて討議につき対象外)	
85	2.4.産前・産後免除申請書受理・審査	内容確認		・国民年金システムと住民記録システムは連携している。		1	0	1	討議事項/ 論点	(討議事項)	(討議事項)	【討議事項(共通②)】 住民記録システムとの連携機能の扱い(登録関連) ※業務効率化の観点で必須とするか。
86	2.4.産前・産後免除申請書受理・審査	本人記録照会		・可搬型窓口装置の貸与は受けていない。電話で年金事務所記録照会等を行っている。		1	0	1	指摘	業務フローを修正	説明を補記	

87	3.1.付加加入	開始	関係届書のシステム出力をする自治体があるが、業務フローでは記載しないが良いか。 (業務フローに記載 = 必須機能との認識で回答記載)	・受付件数が多くシステム出力様式は必須である。フローへの記載は必須ではないと考えるが、システムの機能としては必要なものである。 ・関係届書をシステム出力しているため記載してほしい。 ・運用方法は自治体毎に異なるため、業務フローに記載しないが良いと思われる。(電子媒体・紙媒体) 紙媒体で受付から送付まで行っている。ただし、住基連動処理による報告(機構への送付)では、関係届書をシステム出力する場合がある。(例:申請者自身が国民年金資格喪失手続きをせずに国外転出した場合)	・システム側では未実装でも問題ない機能と考えているが、標準仕様書に記載なしの場合は開発不可ということとを考慮するとオプション化が妥当ではないか。	3	1	4	討議事項/ 論点	(討議事項)	(討議事項)	【討議事項(共通①)】 関係届書出力に関するフロー上の取り扱い(機能として仕様を含めるのであれば、業務フローに記載)
88	3.1.付加加入	登録	手作業で受付簿を作成している自治体があるが、業務フローでは記載しないが良いか。 (業務フローに記載 = 必須機能との認識で回答記載)	・問題ない ・運用方法は自治体毎に異なるため、業務フローに記載しないが良いと思われる。(電子媒体・紙媒体) 本市では、紙媒体で受付から送付まで行っている。受付簿については、システムでバッチ処理(異動報告書出力)を行い出力する「異動報告書集計表・年金異動者一覧」を使用している。	・帳票として受付簿が実装される必要性はないと考えているが、受付簿に準ずるもの(EUCなど)が出力できる機能は必要であると考え。EUC出力機能は標準仕様書上どういった扱いとなるのか。(利用統計の中で整理となるのか。)	2	1	3	指摘	修正なし	機能要件策定時の確認事項	
89	3.1.付加加入	終了		・「付加加入申請」を機構へ送付後、一連の事務である「付加保険料納付該当の処理結果一覧表」の結果登録をこのフロー図の中にいれるほうがよい。		1	0	1	-	(ツリー図にて討議につき対象外)	(ツリー図にて討議につき対象外)	
90	3.1.付加加入	内容確認		・国民年金システムと住民記録システムは連携している。		1	0	1	討議事項/ 論点	(討議事項)	(討議事項)	【討議事項(共通②)】 住民記録システムとの連携機能の扱い(登録関連) ※業務効率化の観点で必須とするか。
91	3.1.付加加入	本人記録照会		・可搬型窓口装置の貸与は受けていない。電話で年金事務所に記録照会等を行っている。		1	0	1	指摘	業務フローを修正	説明を補記	
92	3.2.付加辞退	開始	関係届書のシステム出力をする自治体があるが、業務フローでは記載しないが良いか。 (業務フローに記載 = 必須機能との認識で回答記載)	・受付件数が多くシステム出力様式は必須である。フローへの記載は必須ではないと考えるが、システムの機能としては必要なものである。 ・関係届書をシステム出力しているため記載してほしい。 ・運用方法は自治体毎に異なるため、業務フローに記載しないが良いと思われる。(電子媒体・紙媒体) 紙媒体で受付から送付まで行っている。ただし、住基連動処理による報告(機構への送付)では、関係届書をシステム出力する場合がある。(例:申請者自身が国民年金資格喪失手続きをせずに国外転出した場合)	・システム側では未実装でも問題ない機能と考えているが、標準仕様書に記載なしの場合は開発不可ということとを考慮するとオプション化が妥当ではないか。	3	1	4	討議事項/ 論点	(討議事項)	(討議事項)	【討議事項(共通①)】 関係届書出力に関するフロー上の取り扱い(機能として仕様を含めるのであれば、業務フローに記載)
93	3.2.付加辞退	登録	手作業で受付簿を作成している自治体があるが、業務フローでは記載しないが良いか。 (業務フローに記載 = 必須機能との認識で回答記載)	・問題ない ・運用方法は自治体毎に異なるため、業務フローに記載しないが良いと思われる。(電子媒体・紙媒体) 紙媒体で受付から送付まで行っている。受付簿については、システムでバッチ処理(異動報告書出力)を行い出力する「異動報告書集計表・年金異動者一覧」を使用している。	・帳票として受付簿が実装される必要性はないと考えているが、受付簿に準ずるもの(EUCなど)が出力できる機能は必要であると考え。EUC出力機能は標準仕様書上どういった扱いとなるのか。(利用統計の中で整理となるのか。)	2	1	3	指摘	修正なし	機能要件策定時の確認事項	
94	3.2.付加辞退	終了		・「付加辞退申請」を機構へ送付後、一連の事務である「付加保険料納付辞退の処理結果一覧表」の結果登録をこのフロー図の中にいれるほうがよい。		1	0	1	-	(ツリー図にて討議につき対象外)	(ツリー図にて討議につき対象外)	
95	3.2.付加辞退	内容確認		・国民年金システムと住民記録システムは連携している。		1	0	1	討議事項/ 論点	(討議事項)	(討議事項)	【討議事項(共通②)】 住民記録システムとの連携機能の扱い(登録関連) ※業務効率化の観点で必須とするか。
96	3.2.付加辞退	本人記録照会		・可搬型窓口装置の貸与は受けていない。電話で年金事務所に記録照会等を行っている。		1	0	1	指摘	業務フローを修正	説明を補記	
97	4.1.年金請求書等受理・審査	(共通)		・受給者にかかる氏名変更、生年月日、性別変更などの届書を「その他届書」としてここに追加する。		1	0	1	討議事項/ 論点	(討議事項)	(討議事項)	【討議事項(個別③)】 受給者の異動に関する業務(氏名・生年月日・性別変更)(以下業務フローを統合するか) -1.9.氏名・生年月日・性別変更 -4.1.年金請求書等受理・審査
98	4.1.年金請求書等受理・審査	終了		・年金請求書等は、請求書そのものの「送付」であり、資格関係の「報告」と事後処理も異なることから同じフロー(機構への報告)にまとめるべきではない。請求書送付後、機構での裁定一覧表により結果を受付簿記載(システム登録)するまでが一連の事務フローである。		1	0	1	-	(ツリー図にて討議につき対象外)	(ツリー図にて討議につき対象外)	
99	4.1.年金請求書等受理・審査	内容確認		・国民年金システムと住民記録システムは連携している。		1	0	1	討議事項/ 論点	(討議事項)	(討議事項)	【討議事項(共通③)】 住民記録システムとの連携機能の扱い(登録関連) ※業務効率化の観点で必須とするか。
100	4.1.年金請求書等受理・審査	本人記録照会		・可搬型窓口装置の貸与は受けていない。電話で年金事務所に記録照会等を行っている。		1	0	1	指摘	業務フローを修正	説明を補記	
101	5.1.年金機構への報告	決裁			・フローの中で「決裁」との項目があるが、あくまで、役所内の書類決裁のこと指しており、システム上で電子決裁を行うことを指すわけではないとの理解で問題ないか。役所の機能的に電子決裁を取り入れているのはそれほど多くないと考えているが、標準仕様書の必須機能には不要と考えている。 ※6.1~6.6も同様	0	1	1	質問	回答	(回答) ご認識の通り	
102	5.1.年金機構への報告	報告書類作成			・【報告書類作成】 システムで報告書類を作成する際に作成される帳票、電子データは記載しないか。 帳票や電子データが、どこで処理で作成されるのかは、明確にしたほうが分かりやすい。	0	1	1	指摘	業務フローを修正	手作成/システム出力の記載を明確化	
103	5.1.年金機構への報告	(共通)			システムで作成するものと、手処理で作成するものを区別したほうが分かりやすい。	0	1	1	指摘	業務フローを修正	手作成/システム出力の記載を明確化	
104	5.1.年金機構への報告	(共通)		・主に、資格関係届書などの報告(電子媒体)ということではないか。		1	0	1	-	(ツリー図にて討議につき対象外)	(ツリー図にて討議につき対象外)	

105	5.2.年金機構からの情報登録	(共通)			・電子データで提供されるもの、帳票で提供されるものが分かるように記載したほうが分かりやすいか。 また、電子データで提供されるものを一括処理で取り込むフローと帳票で提供されるものを個別に登録するフローは分けて記載したほうが分かりやすい。	0	1	1	指摘	業務フローを修正	記載を明確化	
106	5.2.年金機構からの情報登録	登録		・機構からの情報を「登録」という処理であっても、以下のとおり性質が異なるため、同じフローでまとめるべきではない。 ①「被保険者マスタの資格等の異動処理」 ②「受理した申請や請求に対する処分結果を受付処理簿に記載」 「受理・審査・機構へ送付・結果記載」が一連の事務である。		1	0	1	-	(ツリー図にて討議につき対象外)	(ツリー図にて討議につき対象外)	
107	5.2.年金機構からの情報登録	内容確認		・国民年金システムと住民記録システムは連携している。		1	0	1	討議事項/論点	(討議事項)	(討議事項)	【討議事項(共通②)】 住民記録システムとの連携機能の扱い(登録関連) ※業務効率化の視点で必須とするか。
108	6.1.所得情報提供(免除動奨)	登録	年金機構での情報連携の仕組みにより、所得情報提供の対象者が減少になる中、システムを使用しないで良いか。		・年金機構での情報連携の仕組みが機能するのであれば、業務毎の一括処理は不要と考えるが、任意の対象者の所得情報の出力機能は必要と考える。 「6.5.公用照会対応」に一本化する方向でよいと考える。	0	1	1	-	(ツリー図にて討議につき対象外)	(ツリー図にて討議につき対象外)	
109	6.1.所得情報提供(免除動奨)	(共通)		・こちらの処理は、令和元年度まで行っていたような電子媒体による情報の受け渡しを行うことを想定しているのか。それとも紙媒体による依頼・回答を想定しているのか。 ・本市では、令和元年度の未納者対策用をもって情報提供は終了している。	・年金機構からの媒体での所得情報提供依頼は、2021年度から廃止となったので、事務フローそのものが不要ではないか。 個別の問い合わせがある場合があるが、その場合は「6.5.公用照会」の事務フローで対応になるのではないかと。 ・CD-ROMなどの媒体を使用した作業はなくなったと聞いている。当業務フローはどのような作業を想定されているのか。システムで必要な機能はどのようなものなのか。	2	2	4	-	(ツリー図にて討議につき対象外)	(ツリー図にて討議につき対象外)	
110	6.1.所得情報提供(免除動奨)	登録		・【登録】 電子媒体の場合はシステム利用は必須である。紙媒体のやり取りの場合は、システムを利用した上で「6.5.公用照会対応(免除・年金生活者支援給付金)」と同様の処理になると思われる。		1	0	1	-	(ツリー図にて討議につき対象外)	(ツリー図にて討議につき対象外)	
111	6.1.所得情報提供(免除動奨)	(共通)		・協力連携事務		1	0	1	指摘	業務フローを修正	記載を明確化	
112	6.1.所得情報提供(免除動奨)	内容確認		・国民年金システムと住民記録システム、個人住民税システムは連携している。		1	0	1	討議事項/論点	(討議事項)	(討議事項)	【討議事項(共通②)】 住民記録システムとの連携機能の扱い(登録関連) ※業務効率化の視点で必須とするか。
113	6.2.所得情報提供(継続免除)	登録	年金機構での情報連携の仕組みにより、所得情報提供の対象者が減少になる中、システムを使用しないで良いか。	・R3.4~R3.9までに300件近(回答実績あり)。その内、8割が8,9月に集中している。マイナンバーの情報連携により、件数は減少しているが、すべて手書きになると新年度申受業務と時期的に重なることから、より繁忙になるため、システムの出力を希望する。本市では、令和2年度の継続免除審査用をもって情報提供は終了している。	・年金機構での情報連携の仕組みが機能するのであれば、業務毎の一括処理は不要と考えるが、任意の対象者の所得情報の出力機能は必要と考える。 「6.5.公用照会対応」に一本化する方向でよいと考える。	2	1	3	-	(ツリー図にて討議につき対象外)	(ツリー図にて討議につき対象外)	
114	6.2.所得情報提供(継続免除)	(共通)		・こちらの処理は、令和2年度まで行っていたような電子媒体による情報の受け渡しを行うことを想定しているのか。それとも紙媒体による依頼・回答を想定しているのか。 ・法定受託事務 3年度から電子媒体の提供依頼なし	・年金機構からの媒体での所得情報提供依頼は、2021年度から廃止となったので、事務フローそのものが不要ではないか。 個別の問い合わせがある場合があるが、その場合は「6.5.公用照会」の事務フローで対応になるのではないかと。 ・CD-ROMなどの媒体を使用した作業はなくなったと聞いている。当業務フローはどのような作業を想定されているのか。システムで必要な機能はどのようなものなのか。教えて下さい。	2	2	4	-	(ツリー図にて討議につき対象外)	(ツリー図にて討議につき対象外)	
115	6.2.所得情報提供(継続免除)	登録		・【登録】電子媒体の場合はシステム利用は必須である。紙媒体のやり取りの場合は、システムを利用した上で「6.5.公用照会対応(免除・年金生活者支援給付金)」と同様の処理になると思われる。		1	0	1	-	(ツリー図にて討議につき対象外)	(ツリー図にて討議につき対象外)	
116	6.2.所得情報提供(継続免除)	内容確認		・国民年金システムと住民記録システム、個人住民税システムは連携している。		1	0	1	討議事項/論点	(討議事項)	(討議事項)	【討議事項(共通②)】 住民記録システムとの連携機能の扱い(登録関連) ※業務効率化の視点で必須とするか。
117	6.3.所得情報提供(年金生活者支援給付金)	(共通)			・事務連絡等で、介護保険年金特徴の情報を利用して、対象者特定の精度をあげるようにとの連絡があった。介護保険年金特徴情報を利用することを、フローに記載したほうがよいと思う。	0	1	1	指摘	業務フローを修正	利用情報	
118	6.3.所得情報提供(年金生活者支援給付金)	(共通)			・【伝送システム】 伝送システムで国保中央会からのデータを受領するのは、介護保険担当課。国民年金担当課は、介護保険担当課からデータを受領する。※送付の場合も同様	0	1	1	指摘	業務フローを修正	データ受領者	
119	6.3.所得情報提供(年金生活者支援給付金)	登録			・【登録】 所得情報データの作成、裁定受付情報の登録、システムで自動作成する範囲と、職員が確認して登録する範囲を示しておいた方がわかりやすい。	0	1	1	指摘	業務フローを修正	システム作成範囲	
120	6.3.所得情報提供(年金生活者支援給付金)	(共通)		・給付金請求の場合は、請求行為が契機となり、公用照会(6.5)は行政内部の必要性認識が契機となっているのではあるが、所得情報を抽出して伝えることには変わりはないので、機構への提供形態を揃えて、フローを統一するべきではないか。		1	0	1	-	(ツリー図にて討議につき対象外)	(ツリー図にて討議につき対象外)	
121	6.3.所得情報提供(年金生活者支援給付金)	(共通)		・法定受託事務		1	0	1	指摘	業務フローを修正	記載を明確化	
122	6.3.所得情報提供(年金生活者支援給付金)	内容確認		・国民年金システムと住民記録システム、個人住民税システムは連携している。		1	0	1	討議事項/論点	(討議事項)	(討議事項)	【討議事項(共通②)】 住民記録システムとの連携機能の扱い(登録関連) ※業務効率化の視点で必須とするか。
123	6.3.所得情報提供(年金生活者支援給付金)	(共通)		・他のフローについても言えることだが、年金事務所・事務センターとの情報のやり取りは、データ形式を標準化しないのか。今回の標準化を機に、たとえばJSONなどを取り入れて、将来的なオンライン連携を見込んでおくべきではないか。		1	0	1	指摘	修正なし	機能要件策定時の確認事項	【討議事項(共通②)】 住民記録システムとの連携機能の扱い(登録関連) ※業務効率化の視点で必須とするか。

124	6.4. 所得情報提供（年金受給者）	登録	年金機構での情報連携の仕組みにより、所得情報提供の対象者が僅少になる中、システムを使用しないが良いか。	【登録】 ・現在、受給者の所得情報提供事務依頼はないが、継続免除用の所得情報提供で標準化設備とするなら、こちらも同様にしてほしい。 ・「所得情報提供（年金受給者）」に該当する業務は行っていない。 ・令和元年度より国民年金所得状況届連名簿（20歳前障害基礎年金受給者の所得情報）は廃止になっているため。 ※年金生活者支援給付金の所得情報データには、連名簿の対象者及び所得要件が含まれるとの理由による。	・年金機構での情報連携の仕組みが機能するのであれば、業務毎一括処理は不要と考えるが、任意の対象者の所得情報の出力機能は必要と考える。 「6.5. 公用照会対応」に一本化する方向でよいと考える。	2	1	3	-	(ツリー図にて討議につき対象外)	(ツリー図にて討議につき対象外)	
125	6.4. 所得情報提供（年金受給者）	登録		【登録】 電子媒体の場合はシステム利用は必須である。紙媒体のやり取りの場合は、システムを利用した上で【6.5. 公用照会対応（免除・年金生活者支援給付金）】と同様の処理になると思われる。		1	0	1	-	(ツリー図にて討議につき対象外)	(ツリー図にて討議につき対象外)	
126	6.4. 所得情報提供（年金受給者）	(共通)		・現在、年金受給者の所得照会があるのか。	・具体的にはどのような受給者を想定しているのか。 （「年金生活者支援給付金のうち、老齢基礎年金以外の人」と理解し、業務フローを提出）	1	1	2	-	(ツリー図にて討議につき対象外)	(ツリー図にて討議につき対象外)	
127	6.4. 所得情報提供（年金受給者）	内容確認		・国民年金システムと住民記録システム、個人住民税システムは連携している。		1	0	1	討議事項/ 論点	(討議事項)	(討議事項)	【討議事項（共通②）】 住民記録システムとの連携機能の扱い（登録関連） ※業務効率化の視点で必須とするか。
128	6.5. 公用照会対応（免除・年金生活者支援給付金）	証明書作成			・【証明書作成】 証明書作成は、手処理の想定か。 調達時の機能要件に記載される場合が多く、システムでの作成を検討したほうがよい。	0	1	1	討議事項/ 論点	(討議事項)	(討議事項)	【討議事項（個別①）】 公用照会における証明書作成のシステム化要否
129	6.5. 公用照会対応（免除・年金生活者支援給付金）	登録		【登録】 この業務フローでは年金機構からの照会を回答する際のプロードと思うが、年金生活者支援給付金の受給にあたり、所得情報提供や情報連携で所得情報が取得できなかった者に対し本人へ所得状況届の提出依頼がされている。 この場合、課税証明書や住民票を取得して提出するように案内しているが、機構より送付される所得状況届に国民年金主管課で直接記入している事例もあっていると聞いている。 他の自治体ではどのように処理しているか。また、この点については取り扱いを統一する必要があると思われる。		1	0	1	討議事項/ 論点	(討議事項)	(討議事項)	【討議事項（個別②）】 年金機構からの所得状況届に対する自治体対応の整理
130	6.5. 公用照会対応（免除・年金生活者支援給付金）	(共通)		・紙ベース（個々ベース）の証明になる 継続免除審査分、機構で情報取得できなかったケース、DVなど600件程度の情報照会あり電子媒体での所得情報提供依頼のほうを望ましい。		1	0	1	指摘	修正なし	機能要件策定時の確認事項	
131	6.5. 公用照会対応（免除・年金生活者支援給付金）	決裁		・免除であれば、申請時点で市内の被保険者であれば年金担当の法定受託事務の範囲となり、それ以外は税担当部署の事務分掌の範囲対象となるため、区別して税担当へ回送する。		1	0	1	指摘	業務フローを修正	記載を明確化	
132	6.5. 公用照会対応（免除・年金生活者支援給付金）	内容確認		・国民年金システムと住民記録システム、個人住民税システムは連携している。		1	0	1	討議事項/ 論点	(討議事項)	(討議事項)	【討議事項（共通②）】 住民記録システムとの連携機能の扱い（登録関連） ※業務効率化の視点で必須とするか。
133	6.5. 公用照会対応（免除・年金生活者支援給付金）	証明書作成		・国民年金担当課宛には「年金生活者支援給付金所得・世帯状況届」の公用照会はない。（これまでのところ0件） ※年金受給者の所得情報、連名簿・支援給付金データ以外では提供していない。		1	0	1	指摘	業務フローを修正	-	
134	6.5. 公用照会対応（免除・年金生活者支援給付金）	共通		・年金機構 ⇒年金事務所/事務センター		1	0	1	指摘	業務フローを修正	業務フローを修正 →6.5. 公用照会対応（免除・年金生活者支援給付金）	
135	6.6. 住基情報提供	内容確認			・オンライン画面で住基などを確認する程度の認識であるが、国民年金としてシステム化するといった処理を想定しているのか。	0	1	1	討議事項/ 論点	(討議事項)	(討議事項)	【討議事項（共通②）】 住民記録システムとの連携機能の扱い（登録関連） ※業務効率化の視点で必須とするか。
136	6.6. 住基情報提供	内容確認		・国民年金システムと住民記録システムは連携している。		1	0	1	討議事項/ 論点	(討議事項)	(討議事項)	【討議事項（共通②）】 住民記録システムとの連携機能の扱い（登録関連） ※業務効率化の視点で必須とするか。
137	6.6. 住基情報提供	共通		・年金機構 ⇒年金事務所/事務センター		1	0	1	指摘	業務フローを修正	業務フローを修正 →6.6. 住基情報提供	
138	6.7. 通知書再交付申請書受理	開始	関係届書のシステム出力をする自治体があるが、業務フローでは記載しないが良いか。 （業務フローに記載 = 必須機能との認識で回答記載）	・受付件数が多くシステム出力様式は必須である。フローへの記載は必須ではないと考えるが、システムの機能としては必要なものである。 ・関係届書をシステム出力しているため記載してほしい。 ・運用方法は自治体毎に異なるため、業務フローに記載しないが良いと思われる。（電子媒体・紙媒体）紙媒体で受付から送付まで行っている。ただし、住基連動処理による報告（機構への送付）では、関係届書をシステム出力する可能性がある。（例：申請者自身が国民年金年金喪失手続きをせずに国外転出した場合）	・システム側では未実装でも問題ない機能と考えている。標準仕様書に記載なしの場合は開発不可ということとを考慮するとオプション化が妥当ではないか。	3	1	4	討議事項/ 論点	(討議事項)	(討議事項)	【討議事項（共通①）】 関係届書出力に関するフロー上の取り扱い（機能として仕様を含めるのであれば、業務フローに記載）
139	6.7. 通知書再交付申請書受理	登録	手作業で受付簿を作成している自治体があるが、業務フローでは記載しないが良いか。 （業務フローに記載 = 必須機能との認識で回答記載）	・問題ない ・運用方法は自治体毎に異なるため、業務フローに記載しないが良いと思われる。（電子媒体・紙媒体）紙媒体で受付から送付まで行っている。受付簿については、システムでバッチ処理（異動報告書出力）を行い出力する「異動報告書集計表・年金異動者一覧」を使用している。	・帳票として受付簿が実装される必要性はないと考えているが、受付簿に準ずるもの（EUCなど）が出力できる機能が必要であるとする。EUC出力機能は標準仕様書上どういった扱いとなるのか。（利用統計の中で整理となるのか。）	2	1	3	指摘	修正なし	機能要件策定時の確認事項	
140	6.7. 通知書再交付申請書受理	内容確認		・国民年金システムと住民記録システムは連携している。		1	0	1	討議事項/ 論点	(討議事項)	(討議事項)	【討議事項（共通②）】 住民記録システムとの連携機能の扱い（登録関連） ※業務効率化の視点で必須とするか。
141	6.7. 通知書再交付申請書受理	本人記録照会		・可動型窓口装置の貸与は受けていない。電話で年金事務所に記録照会等を行っている。		1	0	1	指摘	業務フローを修正	説明を補記	
142	7.1. 統計事務	(共通)		・システムより統計を出しているのは【適用関係届出書の受け付け内容・件数】のみ。 免除受付件数は手入力で行っている。 他の自治体ではどのような項目でシステムを利用した統計事務を行っているのか。 ・交付金請求のために相談件数を集計する機能は必要である 相談件数集計表など		2	0	2	指摘	修正なし	機能要件策定時の確認事項	
143	7.1. 統計事務	(共通)		・国民年金担当課として「関係部署に対して各種統計情報の送付（開示）を行う」に該当する業務は行っていない。 ※統計に必要な情報は年金事務所に照会している。		1	0	1	指摘	業務フローを修正	記載補記	
144	7.1. 統計事務	(共通)		・一言で「統計情報抽出」と書かれているが、その機能について汎用性を持たせたものが見込まれているだろうか。現状の集計表をベースに設計すると、統計ものは時代の変化によって関心が変わっていくことから、簡単に仕様変更要求が出てくることになり得ることを恐れる。		1	0	1	質問	回答	(回答) EUC機能を利用してデータを出力できることを要件とする予定であり、汎用性は考慮されていると考えます	
145	その他	(共通)			・以下は標準化仕様の対象外という認識でよいか。 ・納付記録の管理 ・老齢福祉年金の管理	0	1	1	質問	回答	(回答) 標準化の検討範囲内となります	
146	その他	(共通)			・以前のヒアリング時に提示いただいた、業務フローから比べるとかなり簡素化されています。今の記載レベルで仕様書を作成することは困難だと思うが、第2回に提示される際には詳細化されるか。 ・以前の業務フローでは、外部機関、他システム、国民年金システムなどのプールが定義されていたが、今回の業務フローでは削除されている。関係性が分かりづらくなった。	0	1	1	指摘	業務フローを修正	業務フローを修正 →共通	